

明石陸上競技場・第1野球場に関する決議

明石公園内の陸上競技場や第1野球場などは、昭和24年の完成後、70余年の長きにわたり市民に親しまれてきた明石市のスポーツ振興の原点ともいえる施設である。

全天候型のトラックを備えた陸上競技場や、黒土と天然芝を備えた本格的な野球場は、中学校の部活動の集大成となる明石市中学校総合体育大会の会場として長年使用されている明石市の子どもにとって憧れの施設であり、明石市におけるスポーツの普及及び体育文化の進展、さらには子どもの健全育成にとって必要不可欠なスポーツの拠点である。

しかしながら、兵庫県が令和3年3月に策定した明石公園リノベーション計画では、陸上競技場や第1野球場など、老朽化しているスポーツ施設については、中長期的には施設の改廃を含めて検討することとされている。

先月開催された兵庫県・市町懇話会において、明石市長がこれら施設の廃止方針の撤回を求めた際には、知事からは廃止ありきではなく、県が設置する明石公園に関するあり方検討会において、関係者と議論し、良い方向性を出していきたいとの見解が示されたところであるが、陸上競技場については、令和4年度末に（公財）日本陸上競技連盟の公認競技場としての更新期限を迎えるため、公認条件に対応するための改修は待ったなしの状況にある。

については、兵庫県に対し、公認競技場としての更新期限が迫る陸上競技場においては、（公財）日本陸上競技連盟の公認条件に対応できるよう、補正予算を組み令和4年度中に施設改修を実施すること、また、陸上競技場・第1野球場の両施設とも、耐用年数経過後も適切に施設の更新を行い、将来的にも施設を存続させるとの方針を早期に固められることを強く求める。

以上、決議する。

令和4年5月21日
明石市体育協会